

第31号議案

中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

中間市長 福田 浩

中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例

中間市敬老祝金条例（昭和45年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を削り、同条第2号中「20,000円」を「10,000円」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第6条の見出し中「消滅」を「喪失」に改め、同条中「給付対象者が」を「給付対象者は」に、「前条」を「第4条」に、「、給付日」を「同日」に、「受領しなかった」を「受けなかった」に、「その」を「祝金を受ける」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

中間市敬老祝金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 満88歳 年額 <u>10,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(受給権の喪失)</p> <p>第6条 給付対象者は、<u>第4条の給付日後同日</u>の属する年度の3月31日までに祝金を<u>受けなかった</u>ときは、<u>祝金を受ける権利</u>を喪失する。</p>	<p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>満77歳 年額 10,000円</u></p> <p>(2) <u>満88歳 年額 20,000円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(受給権の消滅)</p> <p>第6条 給付対象者が、<u>前条の給付日後、給付日</u>の属する年度の3月31日までに祝金を<u>受領しなかった</u>ときは、<u>その権利</u>を喪失する。</p>